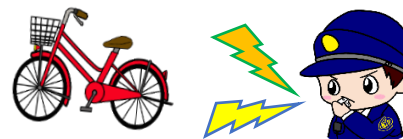


「自転車運転者講習」受講義務の対象となる「16」の自転車危険行為

自転車運転者講習の対象となる行為に、
「酒気帯び運転」と「携帯電話のながら運転」
 が追加されます！！



1 信号無視 	2 通行禁止道路(場所)の通行 	3 (通行が認められている)歩行者用道路での歩行者妨害
4 歩道通行や車道の右側通行等 道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為も該当します。 	5 路側帯での歩行者の通行妨害 	6 遮断踏切への立ち入り
7 信号のない交差点での優先車両の通行妨害等 	8 右折時における直進車や左折車への通行妨害 	9 環状交差点での安全進行義務違反等
10 一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害 ちゃんと止まろう 	11 歩道での歩行者妨害等 	12 ブレーキが不備・不良な自転車の運転
13 酒気帯び運転等 追加 酒酔い運転も含まれます 	14 安全運転義務違反 傘差し運転も該当することがあります 	15 携帯電話使用等 追加
16 妨害運転 他の車両等の通行を妨害する目的で、道を塞いだりベルを執拗に鳴らす行為 	14歳以上の運転者が、上記の危険行為で告知を受けた場合や、人身事故等により送致をされた場合、(過去3年以内に2回以上)は「自転車運転者講習」の対象となります。受講命令を受けてから、3ヶ月以内の指定された期間内に受講しなければ、5万円以下の罰金となります。	

改正道路交通法施行令 令和6年11月1日施行



奈良県警察

